

事 務 連 絡

平成 27 年 9 月 3 日

各治験依頼者様

京都府立医科大学附属病院長

### 基礎医学学舎及び臨床医学学舎への入館について

平成 27 年 8 月 31 日より、基礎医学学舎及び臨床医学学舎（教室エリア）への入館には、終日、「面会許可証」の提示が必要となります。

ただし、直接閲覧実施業務のみを行うために、実施希望日時に医局エリアへ入館される場合は「面会許可証」の提示は不要です。

これまでどおり、臨床治験センター事務局へ、直接閲覧（モニタリング及び監査）の申し込みをしていただき、教室エリアへの入館の場合は「直接閲覧実施連絡票」を持って当日保安室にて「入館許可証」（携帯用）を受け取って入館してください。

### 記

#### 1 今回改正する申請書式

- ・参考書式 2 直接閲覧実施連絡票

#### 2 改正時期

- ・平成 27 年 8 月 31 日申込より